

## 死刑執行に関する会長声明

2012年（平成24年）9月27日、仙台、福岡の各拘置所において、2名に対する死刑が執行された。本年8月3日の死刑執行からわずか2ヶ月足らずの短期間で死刑が執行されたことになり、国民的議論が十分尽くされていない中で死刑が執行されたことは、極めて残念であり、強く抗議する。

死刑の廃止は、国際的な趨勢である。日本政府は、国連関係機関からも繰り返し、死刑の執行を停止し、死刑制度の廃止に向けた措置をとるよう勧告を受けている。また、本年2月には、当時の小川敏夫法務大臣宛に死刑の執行を行わないよう求める決議が欧州議会において採択されている。そのような中、議論の前提となる情報が十分に提供されず、国民的議論も尽くされず、更にその議論の方針も明確でない時期に、死刑が執行された。

近時、法務省内部で行われてきた「死刑の在り方についての勉強会」が終了し、その報告書が公表されたが、現状では死刑廃止についての全社会的な議論がなされたとは到底言えず、その中であっての死刑執行はむしろ全社会的議論を尽くそうという動きに逆行するものと言わざるを得ない。

また、2009年（平成21年）5月から開始された裁判員制度においては、裁判員が死刑を含む量刑判断に参加することとなることから、死刑制度全般に関する情報を国民が正確に知った上で、その存廃について国民的議論を尽くすことの重要性は、ますます高くなっている。

そこで、当会は、政府に対し、死刑執行の具体的方法、死刑執行対象者がいかなる手続及び判断基準により選定されたか、死刑確定者の処遇、その受刑能力の存否の裏付け資料等について死刑制度に関する情報を広く公開することを要請するとともに、死刑制度の存廃につき広く国民的議論が尽くされるまで、死刑の執行を停止することを改めて強く求めるものである。

2012年（平成24年）10月2日

兵庫県弁護士会

会長 林 晃 史